

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	古事記における子音韻尾字音仮名について： 歌謡を中心に
Author	尾山, 慎
Citation	文学史研究. 49 卷, p.18-30.
Issue Date	2009-03
ISSN	0389-9772
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学国語国文学研究室
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

Osaka Metropolitan University

古事記における子音韻尾字音仮名について —— 歌謡を中心に ——

尾 山 慎

はじめに

論者はこれまで、萬葉集を対象として子音韻尾字音仮名について^(注1)検証し、次のようなことを指摘した。

まず、集中においては、連合仮名という方法が実践されておらず、略音仮名と二合仮名の二種で認められる^(注2)こと、そして前者は一字一音の仮名書きの浸透に伴って使用度数を伸ばすが、後者は萬葉第二期頃を頂点として衰退の一途に向かうこと、また、略音仮名の字種において、使用頻度を伸ばし続ける頻用字群と、概ね一回性の字種とがあること、二合仮名は訓字主体表記における使用頻度が高いという特徴があること、等である。萬葉集において、その時代区分をひとまずの基準として俯瞰した場合、略音仮名と二合仮名は対照的な消長をみせる。ことに略音仮名の使用度数が如実に上昇していく有様は、日本語が書き記されるにあたって、漢字を自らの文字とし、そして一字一音の仮名字母群が形成されていく在りようを端的に語る事象であるといえる。おおよそ仮名の成立というものは、漢字という文字が、中国語の文字から日本語の文字へと転換するところ、すなわち仮借からの転換に求められる。その中において、子音韻尾字が音仮名へ適用されることつまり開音節構造への対応がなされていくことは、それが借音でありな

がらも漢字原音からは乖離していくという点で、「仮名であること」の積極的な指標になるといってよい。乾善彦「二〇〇七」が「二合仮名・連合仮名の動向が、「仮名」成立の重要な要件をもたらすことになる。連合仮名・二合仮名から略音仮名への流れが、「仮名」の成立へとつながるのである」と指摘するように、子音韻尾字が遺した様々な痕跡が、当時の表記の内実をより具体的に実態を炙り出すものと期待されるのである。二合仮名、略音仮名の様相およびその消長は、仮名成立を考える上で重要な位置を占めている。本稿では右の観点から、前稿尾山慎「二〇〇八」を踏まえつつ、古事記歌謡一二首における子音韻尾字について考察する。

1、古事記歌謡における子音韻尾字音仮名の字種

古事記は倭文体で記された作品^(注3)であり、一二の歌謡を擁す。歌謡において子音韻尾字が音仮名として使われる字種を列挙すると次の通り、のべ一四字種である（検索は真福寺本を底本とする校訂本文、おうふう『古事記』（修訂版第四刷 西宮一民編⁽²⁰¹⁵⁾）をもとにデータベースを作成し、それに拠った）。

入声…使用が認められない。

撥音：

m 韻尾

使用が認められない。

n 韻尾

存、傳、本、煩、延、袁、遠

ng 韻尾

曾、登、等、當、能、用、良

まず注意すべきは入声字が全く使われていないことである。^(注4)なお萬葉集では、入声字はオ、カ、キ甲、ケ甲、サ、シ、ソ甲、ゾ甲、ゾ乙、ト乙、ド乙、ニ、ハ、バ、ヒ甲、ベ甲、マ、モ、ヨ甲、ラ、レ、ヲの各音節において使用が認められる。一方、撥音韻尾字の上記一四字はそれぞれ、ソ乙、ゾ乙、デ、ト乙、ノ乙、ホ、ボ、ヨ甲、ラ、江ヤ行エ、ヲの各音節の字母となっている。また、撥音韻尾字のうちでも、m 韻尾字が使用されていないことも注意される。萬葉集における様相をみると、m 韻尾字は南、兼、甘など一六字種あり、全用例は一一〇例ある。しかし、そのうち二合仮名が一〇四例を占めるのであり、略音仮名よりも二合仮名で使われることのほうが遙かに多い。このように、韻尾を捨象しない方法が主用となることの要因は、木下正俊「一九五四」が指摘するとおり、唇音が比較的明瞭に認識されたためであると思われる。そうすると、徹底した一字一音の方針を貫く古事記歌謡において、二合仮名として使われやすい m 韻尾字は意図的に避けられた蓋然性が高いといえる。なお、m 韻尾字に限らず古事記歌謡では、二合仮名の使用はない。

萬葉集で入声もしくは撥音のいずれか、つまり子音韻尾字の使用が認められたオ、カ、キ甲、ケ甲、サ、シ、ソ甲、ゾ甲、ド乙、ニ、ハ、バ、ヒ甲、ベ甲、マ、モ、レの各音節については、古事記歌謡では入声・撥音ともに使用がなく、総じて韻尾字の使用が多いとはいえないことがまずは確認される。

2、古事記歌謡における子音韻尾字の様相

古事記歌謡は一二首あり、子音韻尾字はのべ五八五例である。以下に字種ごとに萬葉集と比較したものを表1に掲げる。

表1 字種ごとの萬葉集との比較（×は字母が認められないことを示す）

仮名	韻尾	音節	古事記歌謡	萬葉集 ^(注5)	古事記歌謡の非子音韻尾字字母
存	n	ゾ乙	1例	使用なし	叙
傳	n	デ	14例	使用なし	×
本	n	ホ	24例	使用なし	富、菩
煩	n	ボ	6例	使用少	×
延	n	江	27例	使用多	×
袁	n	ヲ	24例	使用多	×
遠	n	ヲ	112例	使用少	×
曾	ng	ソ乙	49例	使用甚多	×
當	ng	タ	1例	二合仮名のみ	多
登	ng	ト乙	184例	使用甚多	×
等	ng	ト乙	3例	使用甚多	×
能	ng	ノ乙	20例	使用甚多	×
用	ng	ヨ甲	19例	使用さほど多くなし	×
良	ng	ラ	101例	使用甚多	羅

先述のとおり入声字が使われないことや、撥音韻尾字にしても字種数が多いとはいえないという観点からすれば、古事記歌謡における子音韻尾字使用は消極的であるという言い方ができる。しかし、表1のように古事記歌謡における同音節の他の字母の状況を見てみると、ほとんどの該当音節が異字母をもっていない。つまり、このようにひとたび子音韻尾字が使われているものについては、それがそのまま専用字母となっていることが多い。従って、萬葉集等に比較して子音韻尾字の使用が少ないことが、単に字音の特徴——韻尾字忌避といった理由で位置づけられるべきではないということになる。そこで、それぞれの運用の在りようについて個別的に検証しておきたい。以下、いくつかの字母——とくに萬葉集と違う傾向を見させている字については古事記歌謡表記の独自性と見通されるため、用例を挙げながら考察を加えた（歌謡番号は日本古典文学大系本に拠る）。

「存」(ゾ乙)

許存許曾波　こそこそは　（歌謡七八）

「傳」(デ)

用波伊傳那牟　よはいでなむ　（歌謡三一）

岐美袁淤母比傳　きみをおもひで　（歌謡五一）

「本」(ホ)

久爾能麻本呂婆　くにのまほるば　（歌謡三〇）

本岐母登本斯　ほきもとほし　（歌謡三九）

これらは萬葉集では使用が認められない字種である。古事記歌謡では、ゾ乙の仮名は他に「叙」（非子音韻尾字）が七例あり、こちらの

方が優勢となっている。また、ホの仮名は他に「富」「菩」があり、「富」が四〇例、「菩」が一例ある。萬葉集にも使われない子音韻尾字の字母を利用する点からして、古事記歌謡の表記が、単に使用字母種に乏しいものだけみるのは十全ではないことを示唆する。なお、犬飼隆「二〇〇五・a」は、「富」は先行文献の用字の継承であり、「本」は編纂時に新規採用されたものである、と指摘する。「傳」については、デの仮名が他になく（清音「テ」は弓があり六一例）、濁音専用字になっている。

「袁」(ヲ)

曾能夜弊賀岐袁　そのやへがきを　（歌謡一）

岐伊理袁理　きいりをり　（歌謡一〇）

袁登賣爾　をとめに　（歌謡一八）

袁麻弊須久泥賀　をまへすくねが　（歌謡八一）

「袁」は歌謡中に一一二例あるが、ヲの仮名としてはもう一字種の「遠」二四例があって、用例数にやや開きはあがるが、字種としてはこの二字のみである。なお萬葉集では、「袁」は第三期に四例あるが、第四期には使用がない。萬葉集ではヲの仮名としては「遠」が六六例でこちらのほうが優勢である。「袁」字の推移および、「遠」字との勢力差において萬葉集と古事記歌謡には留意すべき傾向の違いが見える。後に詳述するが、古事記において「袁」が頻用され、また「遠」字の音仮名使用が「袁」に比べて少ないことの要因として、散文の部分における、「乎」字の存在、そして「遠」字が訓の字で使用されることにあると思われる。

「等」(ト乙)

萬葉集において「等」は、一〇〇〇例弱の用例数をもち、ト乙の字母として最も優勢である。さらにいえばその前半期(平城遷都の七一〇年以前)でも、「等」字は音仮名として七五例の使用があり、古事記筆録時より以前に既に字母としてある程度定位されたものであったとみなしうるものである。しかし、古事記歌謡では、ト乙は「登」が一八四例と優勢であり、「等」は僅かに三例のみとなっている。以下用例を挙げる。

迦微能美許等 かみのみこと (歌謡三)

伊毛能美許等 いものみこと (歌謡四)

等母迹斯都米婆 ともしつめば (歌謡五四)

同じ「みこと」を記したものとして「迦微能美許登」(歌謡三七)もあり、ここでのみ「等」が用いられている理由は定かではない。しかし、歌謡においてト乙音節はこの「登」「等」の二字種のみであり、一八七あるト乙音節のうちの九八%を「登」で記すことからして、やはり「等」の意図的な忌避は認めて良いと思われる。

3、散文の部分と歌謡のあり方から

上にみたように、「衰」「遠」「等」「登」について、萬葉集の様に鑑みても、留意すべき使用の偏りがある。そこで、歌謡以外の散文の部分におけるこれらの字母の使用様相をみておきたい。

まず、「遠」は散文の部分では訓の字(訓字・訓仮名)として用いられることがある(「遠津山岬多良斯神」「遠逃」など)が、「衰」はそれがなく、一貫して音仮名「ヲ」で使用される。また、ヲの仮名と

してよく使われる「乎」をみてみると、古事記においては三一例あるものの、仮名ではなくいずれも文末助辞(漢文的用法)として使われている(括弧内の数値は、おうふう『古事記』(修訂版第四刷) 2005 西宮一民編)の(ページ数/行数)である)。たとえば、

汝者知海道乎(90-1)

不聞看此事乎(161-9)

などである。なお、このことについて犬飼隆「二〇〇五・b」に『古事記』は、漢文の助字として頻用される字を萬葉仮名として用いないように配慮している。オ「淤」、ヲ「衰遠」は、それぞれ「於」「乎」の使用を避けて用いたものである」との指摘がある。非子音韻尾字である「乎」が漢文的用法の文末助辞のように使われ、一方で訓での使用がない「衰」がヲの音仮名として頻用されているという事実、また訓でも使用がある「遠」は音仮名としては使用頻度が「衰」に劣っているという事実―以上の二点に鑑みると、「ヲ」の字母としての「衰」字の頻用は、散文の部分における各字のあり方が考慮されたことに要因があるということになる。それは次にあげる「等」字についてもいえることである。

先にも挙げたように「等」字は音仮名としては歌謡では三例と、ほかに音注中に一例があるのみで、古事記におけるト乙の字母は「登」がもっぱらとなっている。ここで、歌謡以外での「等」字の使用をみてみると、訓の字「ら」として一〇〇例以上使用されている。やはり訓としての主用を意識し、ト乙の音仮名として「等」字を使うことを避けたものと考えられる。一方で歌謡中に一八四例、散文の部分に六一例つかわれる音仮名「登」字が、やはり訓字では八例の使用にとど

まることが、「等」字のあり方と軌を一にするものといえよう。

古事記歌謡では、字母数が日本書紀などに比べ希少で、変字もほとんど行わないことその他に、散文の部分でのその字母の使用―それも訓・音という点を考慮した選択がある。このことを、子音韻尾字の在りようから顕著に窺い知ることができるだろう。「哀」の多用や「等」の忌避は、歌謡の表記に際して、散文の部分における用字が明確に意識されていることを示す。これはすなわち、和歌表記に使用される字母が訓でよまれてしまうことのリスク軽減を自論んだものと見るべきではないか。散文の部分は訓で読まれることを基本とするのであり、ここに歌謡は一字一音の音仮名で記され、挿入される。したがって、ある字母があつて、それがたとえ音仮名としての使用をなし得ても、散文中における訓の字での使用量を配慮することで、和歌に使用される字母が訓（訓仮名）で読まれるリスクをできるだけ回避しておく―そういういた意図による結果が右のものであると位置づけたい。子音韻尾字以外の在りようも含めてさらに詰める必要があるが、その端緒として右にみた様相は有意なものと捉えられよう。

4、連合仮名に相当する形になっている例について

古事記歌謡においては子音韻尾と同子音を頭音にもつ仮名が後続している例がある。すなわち所謂連合仮名という方法によって成立したものと疑われる一群である。古事記歌謡において連合仮名は現役の方法として機能していたのか。これについて検証しておく（掲出は、まず当該字を示し、次いで連合仮名のごとき状態になっている実例を列挙し、続けて↓以下にその反例を挙げるという体裁である。また※以下に、当該字の

用例全体の情報を記す）。

「n 韻尾」

「延」

・「那迦都延能」(中つ枝の)、「延能宇良婆波」(枝の裏葉は)など「枝」を表記したもので八例ある。

↓「本都延波」(上つ枝は)、「支豆延波」(下つ枝は)があり、同語表記でn音が後続しない例がある。この他「久佐加延能」(日下江の)、「伊理延能波知須」(入り江のはちす)、「夜賀波延那須」(彌木栄なす)がある。これらは無韻尾字での表記例はないが、上の「枝」を表記した例の在りよう、また「延」字が確実な略音仮名の用法を持っていることから、これらが連合仮名で表記されたものとみる妥当性はないといえる。いずれも略音仮名とみるべきであろう。

※「延」字はのべ二七例で、確実な略音仮名の例を一七例もつ。

「遠」

・「遠迹伊麻世婆」(男にいませば)

↓「遠波那志」(男はなし)があり、同語表記でn音が後続しない。

※「遠」字はのべ二四例で、確実な略音仮名の例を二三例もつ。

「傳」

・「志毘賀波多傳爾」(しびがはたでに)

↓「袁登都波多傳」(をとつはたで)があり、同語表記で後続音節をもたない。

・「用波伊傳那牟」(夜は出でなむ)

↓「伊傳多知弓」(出でたちて)があり、同語表記でn音が後続しない。

※「傳」字はのべ二四例で、確実な略音仮名の例を二二例もつ。

「本」

・「夜本爾余志」(やほによし)

↓「伊本知母賀母」(いほちもがも)がある。

・「本那迦迺多知弓」(ほなかにたちて)

・「志本爾夜岐」(しほにやき)

※後者二例は同語の表記がないが、「本」字はのべ二四例で、確実な略音仮名の例を二二例もつことから、これらをものみ連合仮名の実践とみなす必要はないと思われる。

「袁」

・「麻祁流阿袁那母」(まけるあをなも)

・「阿袁迺余志」(あをによし)

↓「阿袁加岐」(あをがき)があり、n音が後続しない。

・「意富袁爾波」(おほそには)

・「佐袁袁爾波」(さをには)

・「阿理袁能」(ありをの)

↓「佐袁袁爾波」(さをには)においては「峰」の表記に「袁」

にあて、なおかつn音が後続しない。

・「当芸麻知袁能流」(たぎまちをのる)

↓「比迺波登袁加袁」(ひにはとをかを)、「微能那祁久袁」(みのなくを)など、後続音節のない句末での助詞表記がある。

・「佐賀牟能袁怒迺」(さがむのをに)

※当該は同語の表記がないが、以上にみてきた「袁」字のあり方に加えて、のべ一二例中で確実な略音仮名の例を一〇四例もつことから、連合仮名の実践とみなさなくてよいであろう。

「ng 韻尾」

「良」

・「久米能古良賀」(久米の子らが)：他三例あり

↓「和賀美斯古良」(我が見し子ら)があり、同語表記でg音が後続しない。

・「須加良賀志多紀能」(素幹が下木の)

↓「多能伊那賀良迺」(田の稲幹に)があり、同語表記でg音が後続しない。

※「良」字はのべ一〇一例で、確実な略音仮名の例を九六例もつ。

「曾」

・「曾賀波能」(其が葉の)

↓「曾能波那能」(其の花の)があり、同語表記でg音が後続しない。

※「曾」字はのべ四九例で、確実な略音仮名の例を四八例もつ。

「用」

・「余能呼登^く碁^く登^く迹^く」(よのこごととに)

↓同一句内で、その直下に「碁登迹」があり、こちらはg音が後続しない。

※「登」字はのべ一八四例で、確実な略音仮名の例を一八三例もつ。

「用」

・「麻用賀岐」(まよがき)

※同語表記は他にないが、「用」字はのべ十九例で、当該以外はすべて確実な略音仮名である。ことに「那爾波能佐岐用」(なにはのさきよ)のように、略音仮名であることを最も強く示す句末の用法が七例あり、「用」字が韻尾を捨てた一字一音の仮名字母として用いられていることが明らかで、当該においてのみ、韻尾を残した連合仮名がなされたとみる必要はないだろう。

以上掲げた例について各々検証したところ、いずれも略音仮名の字母として機能しているといつてよい。従って、各字において問題とした音節の連鎖及びその表記の用例については、意図的に連合仮名が行われているとはいえないように思われる。この点は萬葉集における傾向と同様である(尾山慎「二〇〇五」、同「二〇〇六・b」参照)。

ただし、以下にみる「當」字の一例のみは注意が必要である。上に見てきた字種においては、いずれも同語で後続音節が違う例が認められたり、後続音節がない末尾での使用であったり、また、他に略音仮

名の確実な用例が認められるものばかりであった。しかし、当該の例はそういった類例をもたない。このことについて考えてみたい。

「當」(ng韻尾)

・「當藝麻知袁能流」(たぎまちをのる)

用例一例のみ。他の使用が認められない。

これまでに見てきたように、当該字以外の在りようからして、古事記歌謡において連合仮名が新たに実践されることはないともみてよいと思われるが、歌謡中に類例をもたないこの例が、古事記全体でどう使われているかをみておく必要がある。

古事記において、「當」字の使用状況を異なり語で挙げれば次の通りである。

當藝志美美命、當藝志比古命、當藝野、當藝當藝斯玖、當藝、

當岐麻道、當藝當藝斯玖、

(二合仮名)

當麻勾君、當麻之倉首比呂之女、當摩之畔斐

一見して分かるのとおり、ことごとく「タギ」という音形を表記する場合で、しかも「當藝」が優勢であるとわかる。「タギタギシク」以外はいずれも固有名詞である。しかもこの「タギタギシク」もまた、「今、吾が足え歩まず、當藝當藝斯久なりぬ。故、其地をなづけて當藝といふ」とあって、地名起源語としての性格をもつのであり、結局固有名詞「タギ」との関わりが色濃いものである。なお同時代の他資料に目を向けてみると、常陸国風土記に「當麻」(たぎま)があり、また萬葉集では「當都心」(たぎつこころを/巻六・一〇五三)、「布當乃

「宮者」(ふたきのみやは／卷十一・二四三三)などがある。このように、「當」字は／*ɔ̃*／という音節を写すときにいわば専用されていることがわかり(二合仮名として一字であてられることもある)、さらに古事記においては上述のように固有名詞表記およびそれに強い関連をもつ場合のみなのであって、これは、表記の継承(社会的固定性)というものを視野にいれるべき事象ではないかと思われる。^(注6) 確実に一字一音という方法が存在している古事記において、このたび新たに連合仮名という原理をもってこの表記が生成されたとみるのは穩当ではない。それよりは、／*ɔ̃*／にあてられる場合の仮名としてのあり方が既に存在していて、古事記にも二字二音での表記として継承的にその使用が認められる、と見るのがふさわしい。従って当該字「當」を含め、古事記歌謡においてはやはり連合仮名が新たに実践されることはなかったとみるべきである。

5、歌謡以外における様相との比較

ここでは古事記の散文の部分における子音韻尾字について見て、歌謡の状況と比較検証を加える。^(注7) データベース作成は古事記歌謡と同様の方法による。

入声字

(p入声)

甲⁷

(t入声)

末、吉、壹³⁶

(k入声)
色¹⁵、竺⁴、筑¹⁰、直¹、博¹、目¹、樂²、伯²

撥音字

(m撥音)
品¹⁶、淹¹、曇²

(n撥音)

印⁷、隱¹、旦⁵、丹⁵、傳²、難¹⁴、仁²、煩³、番⁹、養¹、弁¹²、本³⁰、萬⁴、丸¹¹、延⁷、袁³⁸
遠¹⁷、新⁷、群²

(ng撥音)

香¹⁵、相³、宗³、曾³¹、登⁶¹、騰¹、當¹⁴、濃¹、等¹、能⁶⁹、氷¹⁰、平²、芳¹、用³、良⁵⁴

古事記における歌謡以外での子音韻尾字の使用傾向をまとめると次のごとくである。まず、入声字(のべ七〇例)よりも撥音字(のべ四五六例)の方が多し。また子音韻尾字音仮名の使用全体において、一字一音の略音仮名などにくらべて二合仮名の占める割合が低い(全五二六例中のべ一〇〇例)。こういった様相は、概ね萬葉集と同様の傾向である。

次にどのような品詞を表記しているかという分布を示すと表2のとおりである。

表2 子音韻尾字音仮名が使われる品詞別分布 (のべ数)^(注8)

自立語	付属語	人名	地名
90	19	343	74

人名表記に使われることがもつとも多く、二合仮名については人名地名にしか使われない(人名のべ六三例、地名のべ三七例)。以下、自立語および付属語を非固有名詞、人名地名を固有名詞として一括し、字種別に具体例をみておく。

・固有名詞のみに使われる略音仮名および「連合仮名」

(入声)

甲、吉、色

「甲斐弁羅神」(38―3)

「和辻吉師」(155―3)

など

(撥音)

隠、宗、騰、仁、濃、平、本、番、蕃、芳、弁、萬、丸

「仁番」(155―5)

「邊津甲斐弁羅神」(38―3)

など

・固有名詞と非固有名詞に両用される略音仮名および「連合仮名」

(入声)

なし

(撥音)

曾、登、當、能、煩、水、用、良、延、遠、袁

「袁登古」(28―6)

「伊豆志袁登賣神」(160―13)

「許曾」(44―7)

「曾富理神」(64―1)

「の」(助詞)(28―4)

「意能甚呂嶋」(32―11)

など

・非固有名詞にのみ使われる略音仮名

(入声)

なし

(撥音)

傳、騰、用

「比羅傳」(143―6)

「多陀用弊流」(27―5)

「山田之曾富騰」(63―5)

・固有名詞にのみ使われる二合仮名

(入声)

甲、竺、色、筑、直、博、末、目、樂

「物部荒甲」(213―4)

「末羅縣」(14—8)

「竺紫」(37—6)

など

(撥音)

淹、印、香、相、仁、相、旦、丹、當、曇、難、番、品

「品遲部」(122—11)

「尾張丹波臣」(101—6)

「印色」(115—7)

など

※網がけの字は、古事記において二合仮名以外の使用もある字母

・固有名詞と非固有名詞に両用される二合仮名

なし

・非固有名詞にのみ使われる二合仮名

なし

散文の部分においては、入声字の全て及び二合仮名はいずれも固有名詞専用になっている。一方、本稿が注目する歌謡の例においては、これら入声字も二合仮名も使われない。つまりは非固有名詞の表記という枠組みで古事記全体を通してみた場合、韻尾字は使われるとしても撥音韻尾字のみであり、しかも二合仮名は使用されない、ということになる。この点では、散文の部分と歌謡の間の子音韻尾字使用態度は一貫している。また、本稿四章で見たごとく、歌謡では新たに連

合仮名が実践されることはないが、歌謡以外の散文においても、やはり新たに連合仮名が実践されることはなかったのである。^(注9)

おわりに

古事記は、仮名字母数が日本書紀などにくらべて少なく、また、たとえば一番目の歌謡がヤの仮名として「夜」を全く変字することなく一首中繰り返し用いていることに代表されるように、変字に対して消極的であるなどの、その独自のあり方がこれまでも注目されてきた。そして古事記歌謡においては、入声韻尾字の使用が認められないのはじめ、同じ韻文の萬葉集にくらべて子音韻尾字の使用は相当に消極的といえる。その中で、萬葉集と同様という点でいえば、やはり連合仮名が歌謡において新たに実践されることはなかったということが挙げられる。尾山慎「二〇〇八」で見たように、散文の部分においても連合仮名の新たな実践はなかったので、古事記において、継承された表記として形骸的に残るものは認め得ても、筆録時に現役で機能した方法ではないと位置づけてよいだろう。

また、もう一点注目すべきこととして、「等」のような、同時代という枠で見れば決して希有とはいえないような字母が回避されている一方で、萬葉集でも使われない「存」の使用や、また無韻尾字「乎」を一切使わずにn韻尾字「袁」「遠」をフに類用することなどがあげられる。韻尾字使用に対する消極性の理由のひとつとして、子音韻尾字由来であることを筆録者が意識したという可能性は考慮されてよいが、しかしそのことは古事記における子音韻尾字音仮名を位置づける上で十全とはいえない。神野志隆光「二〇〇七」は、古事記のテキス

トとしてのレベルは「訓による叙述と、音仮名による歌の表現とが、張り合うようにして、いわば叙述を複雑化している」ところにみるべきであるとし、「音仮名は、仮名専用といえるかたちで、本文の訓主体書記とのかかわりを意識して整理されています。それがテキストとしての書記を成り立たせています。そうでないと、解読自体が混乱に陥ってしまうでしょう」と指摘しており、本論でみた子音韻尾字の在りようもまたその一つのあらわれと捉えうる。子音韻尾字の使用は確かに多くはないが、ひとたび使われると、それぞれが該当音節を担う主用字母となっている場合が多い。また、それらにおいては時に散文の部分における在りよう―当該字母の音訓の偏重を見定める、ということを行っている。

以上のごとく、古事記歌謡における子音韻尾字の様相をみてきた。萬葉集と同様、閉音節での使用が前提となる連合仮名を新たに実践することはなく、一字一音の仮名で歌を書き記そうとしている。その一方で、散文における字母の在りようをも考慮に入れた独自の用字が認められた。このことは、仮名字母群の形成および発達について考えるとき、古事記という一作品としての個別のあらわれの中でまずはとらえるべきこと、その上で更に歌謡対散文という比較をもって把握すべきことを示唆するであろう。

[注]

(注1) 論者の萬葉集における子音韻尾字音仮名についての各論は次の通り。入声字・尾山慎「二〇〇五」「萬葉集における入声字音仮名―連合と略音―」〔國語と國文学〕第八二卷八号)、二

合仮名：同「二〇〇六・a」「萬葉集における二合仮名について」〔萬葉語文研究〕第二集)、撥音字・尾山慎「二〇〇六・b」「萬葉集における撥音韻尾字音仮名について―連合と略音―」〔萬葉〕一九五号)、略音と二合の偏向について・尾山慎「二〇〇七・a」「萬葉集における略音仮名と二合仮名―韻尾ごとの偏向をめぐって―」〔文学史研究〕四七号)、略音と二合の出現分布について：尾山慎「二〇〇七・b」「萬葉集における子音韻尾字音仮名について」〔萬葉〕一九八号)

(注2) 地名など、奈良時代以前より継承されてきたと思しい表記(渡来人がかかわっていたか)は、連合仮名の原理で成立したものが含まれる可能性もある。ここでいうのは、萬葉の歌を日本人が記すにあたっての選択肢として、子音韻尾字音仮名は略音と二合の二種であった、という意である。

(注3) 毛利正守「二〇〇三・a」、同「二〇〇三・b」、同「二〇〇八」、及び佐野宏「二〇〇七・b」を参照。

(注4) このことは乾善彦「二〇〇七」にすでに指摘がある。

(注5) 萬葉集における様相は尾山慎「二〇〇七・b」における指摘に基づいている。

(注6) 本稿の主眼とするところでは、固有名詞の継承性とは、「先行文獻をいろいろ渉獵するあいだにえた、ひろい知識にもづく」と亀井氏がいうように(『日本語の歴史』2) 亀井孝 大藤時彦 山田俊雄(平凡社 2007復刊)第五章「漢字の投影にとらえた日本語の景観」、つまり従前からすであって「今」(この場合筆録当時)に持ち越されているという性質とし

て提えている。

(注7) 古事記の歌謡以外(散文の部分)についての詳細は、拙稿「古事記における子音韻尾字音仮名について―歌謡以外を中心に―」(『文学史研究』第四八号 2008a)に論じている。

(注8) 当該の項目は、尾山慎「二〇〇六・a」にて行った方法論に準じている。なお、人名には神名を含む。地名由来の人名もあるが、「国」など土地を表す語が挿入されていない限り一括して人名としてカウントしている。また、助詞「の」が「能」で表記され、人名(神名)に含まれる場合がある(和豆良比能宇斯能神)などが、これを助詞として抽出はしていない。一括して固有名詞という扱いをしている。

(注9) 歌謡以外の部分においても、新たに連合仮名が実践されてはいないことは、尾山慎「二〇〇八」の四章第二節に詳しく論じている。

〔文献〕

- 乾善彦「二〇〇三」『漢字による日本語表記の史的研究』(塙書房)
乾善彦「二〇〇七」『仮名の位相と萬葉集仮名書歌卷』(『萬葉集研究 第二十九集』塙書房)
内田賢徳「二〇〇五」『上代日本語表現と訓詁』(塙書房)
犬飼隆「二〇〇五・a」『上代文字言語の研究【増補版】』(笠間書院)
犬飼隆「二〇〇五・b」『木簡による日本語記史』(笠間書院)
大野透「一九六二」『萬葉假名の研究』(明治書院)

大塚毅「一九七八」『萬葉仮名音韻字典』上巻・下巻(勉誠社)
沖森卓也「二〇〇〇」『子音韻尾の音仮名について』(『鎌倉時代語研究』第二十三輯)

尾山慎「二〇〇五」『萬葉集における入声字音仮名―連合と略音―』(『国語と國文学』第八二巻八号)

尾山慎「二〇〇六・a」『萬葉集における二合仮名について』(『萬葉語文研究』第二集)

尾山慎「二〇〇六・b」『萬葉集における撥音韻尾字音仮名について―連合と略音―』(『萬葉』一九五号)

尾山慎「二〇〇七・a」『萬葉集における略音仮名と二合仮名―韻尾ごとの偏向をめぐって―』(『文学史研究』四七号)

尾山慎「二〇〇七・b」『萬葉集における子音韻尾字音仮名について』(『萬葉』一九八号)

尾山慎「二〇〇八」『古事記における子音韻尾字音仮名について―歌謡以外を中心に―』(『文学史研究』四八号)

神野志隆光「二〇〇七」『漢字テキストとしての古事記』(東京大学出版会)

春日政治「一九三三」『假名發達史序説』(『春日政治著作集 第一』勉誠社)

姜斗興「一九八二」『吏読と萬葉仮名の研究』(和泉書院)

木下正俊「一九五四」『管内韻尾の省略される場合』(『萬葉』一〇号)

佐野宏「二〇〇七・a」『歌』を書くための条件について』(『国語と國文学』第八四巻一―号)

佐野宏「二〇〇七・b」『倭文体の背景について』(『国語文字史の研究』)

究』十)

沼本克明「一九八六」『日本漢字音の歴史』(東京堂出版)

橋本四郎「一九六六」『多音節假名』(澤瀉博士喜壽記念萬葉學論叢)

澤瀉博士喜壽記念論文集刊行會)

三吉陽「一九五三」『入聲音より見た人麻呂の用字法』(『萬葉』七号)

毛利正守「二〇〇三・a」『和文体以前の「倭文体」をめぐって』

(『萬葉』一八五号)

毛利正守「二〇〇三・b」『古事記の書記と文体』(『古事記年報』四

六号 2003)

毛利正守「二〇〇七」『座談会 萬葉学の現況と課題——セミナー

萬葉の歌人と作品』完結を記念して——(『萬葉語文研究』第二集和

泉書院2006)

毛利正守「二〇〇八」『倭文体の位置づけをめぐって——漢字文化圏の

書記を視野に——』(『萬葉』二〇二号)

森博達「一九九二」『古代の音韻と日本書紀の成立』(大修館書店)